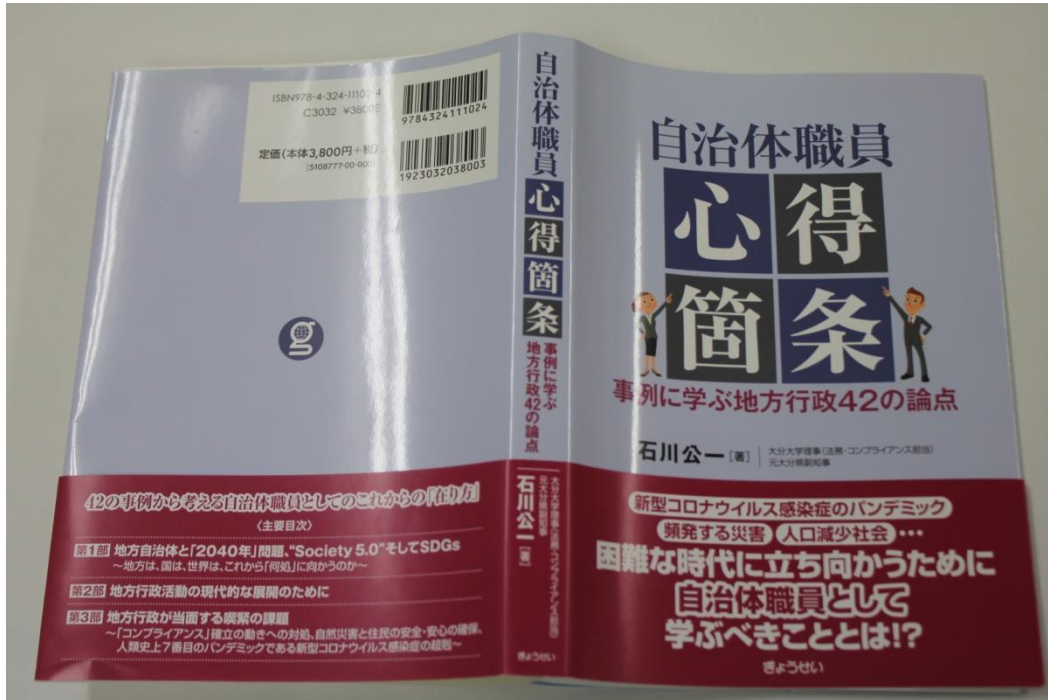


石川公一会長、新たな著作発行

石川公一四極会会長が著書「自治体職員心得箇条」を柗ぎょうせいから上梓されました。長い行政経験を踏まえ、現場目線・改革の視点に立って地方行政をめぐり課題を追求した労作です。目次に目を通すだけで石川会長の問題意識と意気込みが伝わってきます。



目次

はしがき

第1部

地方自治体と「2040年」問題、 “Society 5.0”そしてSDGs

～地方は、国は、世界は、これから「何処」に向かうのか～

No.1	自治体職員として「令和」の時代をいかに生き抜くか	2
	～「失われた30年」、「2040年」問題、「Society 5.0」、喫緊の新型コロナウイルス感染症の拡大防止への対応などがもたらす地方自治、地方行政のこれからの「在り方」とは～	
No.2	自治体“ポピュリズム”とこれからの地方行政	7
	～新型コロナウイルス感染症のパンデミックという「歴史的転換点」に立ち、これからの地方自治、地方行政の運営に及ぼす影響についてどう考えるか～	
No.3	「地域環境問題」がその本来の責務である地方自治体が、「地球環境問題」も	14
	～このままの経済成長を前提とした経済活動を続け、地球そのものの消滅にもつながりかねない「地球環境問題」について、地方自治体は、その本来の責務として担っている「地域環境問題」とともに、どのように向き合うべきか～	
No.4	住民の“生”と“死”に自治体職員としてどう向き合うか	24
	～現代版「ゆりかごから墓場まで」の実現を目指して、住民の“生”と“死”に、地方自治体、自治体職員としてどう向き合うか～	
No.5	地方自治体として“ジェンダー”にどう向き合うか	31
	～世界各国で「男女格差」という問題の解決に向けて取り組む中、地方自治体として、いかに「な」をすべきか、「な」ができるのか～	

第2部

地方行政活動の現代的な展開のために

～国家行政の運営における三つの“機能不全、劣化”に鑑み、地方行政の運営においては統括代表機関・執行機関と議会との関係、執行機関・任命権者と地方公務員・自治体職員との関係、そして基礎・基本・前提である公文書の管理は、いかにあるべきか!?～

I	地方行政の「主体」	40
	～国家行政の「主体」の“劣化、機能不全”から、地方行政として「なに」を学ぶか～	
No.6	住民がいなければ役所（「市町村役場、都道府県庁」）はいらない!?	41
	～自治体職員として10年先、20年先、30年先の我が地方自治体の状況はどうなっているか、考えてみる必要が!～	
No.7	国、地方自治体の“劣化、機能不全”（その1）	54
	～「政治と行政との関係」をめぐる国家行政、地方行政の「運営主体」としての国（内閣・内閣人事局・官僚）の“劣化、機能不全”（その1）と、地方自治体（首長・統括代表機関、任命権者＝自治体職員）のこれからの「在り方」～	
No.8	分権改革のこれまで、これから	59
	～第一次分権改革、第二次分権改革、中核中核都市など、「平成の大合併」を経て、その先にある地方自治体のこれからの「在り方」とは～	
No.9	「2040年」問題に立ち向かう	72
	～地方自治体は完全自治体である「地方政府」になれるのか、拡がる「出生数ゼロ地域」にどう対応すべきか～	
No.10	地方行政活動を行う「主体」はだれか	80
	～「公法人」たる地方公共団体、「行政庁」たる都道府県知事等～	

No.11		
毎会計年度の地方自治体の運営の仕組みはどうなっているのか	88	
～地方自治体の毎会計年度（4月1日から翌年の3月31日までの間）の運営の状況は、どうなっているのか～		
II 地方行政の「担い手」	94	
～国家行政の「担い手」の“劣化、機能不全”から、地方行政として「なに」を学ぶか～		
No.12		
国、地方自治体の“劣化、機能不全”（その2）	95	
～国家行政の運営の「担い手」である国家公務員、官庁の“劣化、機能不全”と地方公務員、自治体職員のこれからの「在り方」（「矜持」「付度」）をめぐって～		
No.13		
「公務員倫理」とは	101	
～「コンプライアンス」視点に立った新しい「公務員倫理」の確立について考える～		
No.14		
地方行政の運営における「公」と「私」	112	
～地方行政の運営における「公人」と「私人」の別、「公」と「私」の別をいかにしてつけるか～		
No.15		
ハラスメントに関する制度の整備の進展	120	
～セクハラ、マタハラ、パワハラに関する法律等の制定の状況～		
No.16		
「ハラスメント（harassment）」の意義、類型、ハラスメントと「責任」	129	
～地方自治体、自治体職員が負うべき「責任」とは～		
No.17		
地方行政活動と4つの「責任」	137	
～地方行政活動における首長（政治職）の「政治責任」、首長（特別職の）及び（一般職の）地方公務員の「行政責任」と「法的責任」、地方公共団体あるいは地方公務員としての「社会的責任」とは～		

III 地方行政の「相手方」との関係	150
～地方行政の「相手方」との関係はいかにして形成するか～	
No.18	
地方行政の「外部統制」システムとその運用	151
～法的・制度上の「外部統制」システム、事実上の「外部統制」～	
No.19	
政治的中立への配慮と後援申請	160
～住民団体等主催の行事の名義「後援」の申請があった場合、行事の趣旨や内容に特定の主張が含まれていることを「政治的中立への配慮」などの理由で、地方自治体が「後援拒否」をすることができる場合があるか、あるとすればどのような基準に基づくべきか～	
No.20	
地方行政と自治会、町内会等、PTAとの関係	164
～住民、保護者に「入会」「退会」の自由はあるのか～	
No.21	
地方行政と宗教法人、宗教団体	171
～政教分離原則、目的効果基準を踏まえた憲法第20条、第89条の規定の解釈、また、墓地経営の許可などをめぐる最近の状況に照らして～	
No.22	
行政対象暴力への対処	178
～「主権者」たる地位にある住民、クレーマーと化した住民による行政対象暴力等にどう対処するか～	
No.23	
自治体職員とマスコミとの“社会的距離”	188
～新型コロナウイルス感染症のパンデミックを契機に、マスコミや報道の在り方が明らかとなったが、いまや、「第四の権力」であるマスコミを監視・批判する「第五の権力」の存在も必要になるのではないかと～	
IV 地方行政の重要な活動手段である「公文書」の管理、【意思決定】	192
～国家行政の重要な活動手段である「公文書」の管理の“劣化、機能不全”（国家公務員としての「矜持」、官僚としての「付度」も併せて問われた問題）～	

No.24		
国、地方自治体の“劣化、機能不全”（その3）	193	
～国家行政の運営の基礎・基本・前提たる「活動手段」である公文書の管理の“劣化、機能不全”と地方自治体の公文書の管理のこれからの「在り方」をめぐって～		
No.25		
「決裁」のもつ意義とは	204	
～いま、改めて、問われている！地方行政活動に関する「意思決定」システムの流れの中で「決裁」のもつ意義とは「なに」か～		
No.26		
審議会等の位置づけと「答申」「報告」の意義	215	
～附属機関の位置づけ、諮問、「答申」、ワーキング・グループ等による「報告」の意義～		
No.27		
地方自治体と政策循環過程	220	
～地方行政活動における「政策」とは「なに」か、「政策決定」と「意思決定」とのちがい等～		
No.28		
大分県情報公開条例の制定、「主基斎田抜穂の儀」知事等参列遺憲住民訴訟に学ぶ	227	
～大分県における「政策循環過程」の実践例として～		
No.29		
「先例（前例）踏襲主義」からの脱却、「横並び意識」の払拭、「縦割り行政」の弊害の是正	239	
～必要な制度・手続の整備及び適正な運営、職員の意識改革等に向けて、自治体職員として、いま、「なに」をなすべきか、「なに」ができるのか、拠って立つべきは「原点主義」～		
No.30		
地方行政をめぐる法律関係、地方行政活動と民法の適用	250	
～地方行政活動についても「法の支配」「法治主義」（「法律による行政」の原理）は当然に適用されるが、地方行政をめぐる法律関係において「法の一般原則」、「法技術的な規定」について定める民法総則の規定等はどのように適用されるのか～		

No.31		
地方行政の「公開」（その1）—情報公開、行政手続の現代的意義	260	
～地方行政活動の展開に関し情報公開、行政手続から見ていま、「なに」が問題となっているのか～		
No.32		
地方行政の「公開」（その2）—個人情報保護の現代的意義	270	
～地方行政活動の展開に関し個人情報保護についていま、「なに」が問題となっているのか～		

第3部

地方行政が当面する喫緊の課題

～「コンプライアンス」確立の動きへの対処、自然災害と住民の安全・安心の確保、人類史上7番目のパンデミックである新型コロナウイルス感染症の超絶～

I 「コンプライアンス」確立の動きへの対処をめぐって	276
～「コンプライアンス」の意義・体系、なお、地方行政活動と「仕事の根拠」、地方行政における「法」、「コンプライアンス」視点に立った「説明責任」との関係～	
No.33	
「内部統制」システム、「コンプライアンス」をめぐる動きと地方自治体、自治体職員、地方行政活動	277
～「内部統制」システムの整備・構築、「コンプライアンス」をめぐる動きから地方行政として「なに」を学ぶか～	
No.34	
地方自治体と「内部統制」	285
～地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）により導入された地方公共団体の「内部統制」システムとは「なに」か～	
No.35	
「コンプライアンス」の意義と地方行政活動	293
～地方自治体、地方行政活動と「内部統制」、「コンプライアンス」との関係～	

No.36		
仕事の根拠と「コンプライアンス」視点に立った「説明責任」	301	
～情報公開の進展、「コンプライアンス」の確立という流れをうけ、いま、地方行政は「コンプライアンス」視点に立って「説明責任」を果たすことが求められている！～		
Ⅱ 自然災害と「住民の安全・安心の確保」をめぐる	306	
～「住民の安全・安心の確保」、クライシス・コミュニケーション、「第三者委員会」～		
No.37		
住民の「安全・安心」を確保するために	307	
～地方自治体と自然災害等に起因する「危機」への対応についてどう考えるべきか～		
No.38		
平常時・緊急時のマスコミとの関係	316	
～最近における国家公務員・官僚、地方公務員・自治体職員とマスコミをめぐる問題から「なに」を学ぶか～		
No.39		
「第三者委員会」の信頼性を高めるには	323	
～「第三者委員会」をチェックする委員会も必要となるのではないか～		
Ⅲ 新型コロナウイルス感染症の超剰を	333	
～新しい「危機管理」、新しい「国と地方との関係」、首長の「リーダーシップ」の新しい「在り方」～		
No.40		
「緊急事態宣言」の発出という新しい危機管理	337	
～これからの新しい「危機管理」の「在り方」とは～		
No.41		
新型コロナウイルス感染症の拡大防止への対処をめぐる経緯等から 見えてきた、新しい「国と地方との関係」	344	
～「休業要請」、「休業補償」などをめぐり明らかとなった、新しい「国と地方との関係」の「在り方」とは～		

No.42		
「緊急時」で見えてくるリーダーの「真価」、ポピュリズム、マスコミ との関係におけるリーダーシップのこれからの「在り方」とは	352	
～新型コロナウイルス感染症の拡大防止への対処をめぐる経緯等と“ポピュリズム”、政治的「パフォーマンス」をどう考えるか～		

参考資料

◆日本の「行政」の歴史(1)～(14)……………	366
◆天皇の「生前退位」(平31.4.30)に伴う代替わり儀式について……………	394
～大嘗宮の儀(悠紀殿供饗の儀、主基殿供饗の儀)、技穂の儀(悠紀斎田拔穂の儀、主基斎田拔穂の儀)、政府、皇室と地方との関わりとは～	

あとがき～私と「地方行政学」との関わり、いま、なぜ「本書」を上梓するのか～

参考文献